

議第125号

損害賠償請求事件に係る独立当事者参加につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成26年7月25日

滋賀県知事 三日月 大造

損害賠償請求事件に係る独立当事者参加につき議決を求めることについて

滋賀県は、名古屋地方裁判所平成26年（ワ）第1110号、損害賠償請求事件（以下「本件事件」という。）の訴訟告知に対し、次のとおり当事者として訴訟に参加することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求める。

1 相手方となるべき者の住所、氏名

| 番号 | 住 所 | 氏 名 |
|----|-----|-------|
| 1 | | (原 告) |
| 2 | | (被 告) |
| 3 | | (被 告) |

2 請求の要旨

本件事件に係る事故について、滋賀県の道路管理に瑕疵はないから

- (1) 滋賀県の相手方（原告）に対する本件事件に係る事故に基づく損害賠償債務が存在しないことを確認する。
- (2) 滋賀県の相手方（被告ら）に対する本件事件に係る事故に基づく求償債務が存在しないことを確認する。
- (3) 参加による訴訟費用は、相手方（原告および被告ら）の負担とする。

との判決を求めて訴訟に参加する。

3 訴訟遂行の方針

第一審判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。